

いじめ防止基本方針

久慈市立大川目小学校

1 いじめに関する基本的な考え方

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第1章 総則 第2条第1項）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ防止に向けての基本理念

いじめはすべての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習や他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わずいじめが発生しない環境づくりを教職員及び家庭や関係者が一体となって進めることを理念とする。

2 いじめ防止に向けた取り組み

学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめの実態があった場合迅速かつ適切に対応にあたる。

〈いじめ未然防止のために〉

(1) 心を育てる道徳教育の充実

- ① 道徳教育や学級活動をはじめとするすべての教育活動を通して児童一人一人に「互いを思いやり、自分も他人も同じように尊重できる心」を育む。
- ② 「いじめは決して許されないことであり、いじめを傍観したり、はやしたりする行為もいじめ同様に許されないことである」などのいじめに対する正確な知識を伝え、正しく行動できる児童を育成する。
- ③ これらの指導は、決して表面的な理解で終わることなく、児童の心を揺さぶり、いじめに対して真剣に向き合うよう指導方法等を工夫する。

(2) 人間関係を育てる豊かな体験活動の展開

- ① 「命の大切さを実感させる」「問題解決能力を育む」「他人を思いやる心を育てる」など人間関係や生活経験を豊かなものとするを目的とした奉仕活動、体験活動等を計画的に推進する。

(3) 規範意識を身に付け、自浄力を持つ児童集団の育成

- ① 児童が所属する学級での活動や児童会活動の中でいじめに関する課題に主体的に向き合う機会を設定し、みんなの力で防止するという強い意識を醸成し、助け合う集団を育成する。
- ② 日常からすべての教育活動において社会における規範やきまりを守ることの意義を指導し、規範意識の高揚と道徳性、社会性を伸長する。
- ③ インターネット、携帯電話（スマートフォン）の利用状況を把握するとともに、最新のネット環境に応じた情報モラル教育をする。

(4) 所属感、達成感の高まる児童集団や行事の推進による自己有用感の育成

- ① 学級活動や行事では、他者と関わる場面を重視し、児童一人一人の所属感や達成感を高める指導・支援をする。

- ② ふり返りでは、児童一人一人の頑張りや成長を認め合う場面により自己肯定感の高揚を図る。
- (5) 児童一人一人を大切にしたいわかる授業づくり
 - ① 児童が主体的に参加し、活躍できる場を設定するとともに、児童一人一人を大切にしたいわかる授業を展開する。
 - ② 学習規律や学習習慣を大切にしたい授業づくりを展開する。
- (6) 家庭や地域との連携
 - ① 授業参観等の学校への訪問や校報・学級通信等により日常の学校の様子について広報活動を充実させる。
 - ② 「まなびフェスト」等の学校運営やいじめ対応への理解を図るとともに、未然防止の観点での家庭における支援について理解を図る。特に、インターネットはほとんどが家庭で利用されていることに鑑み、保護者の理解を深めることや連携して防止を図る。

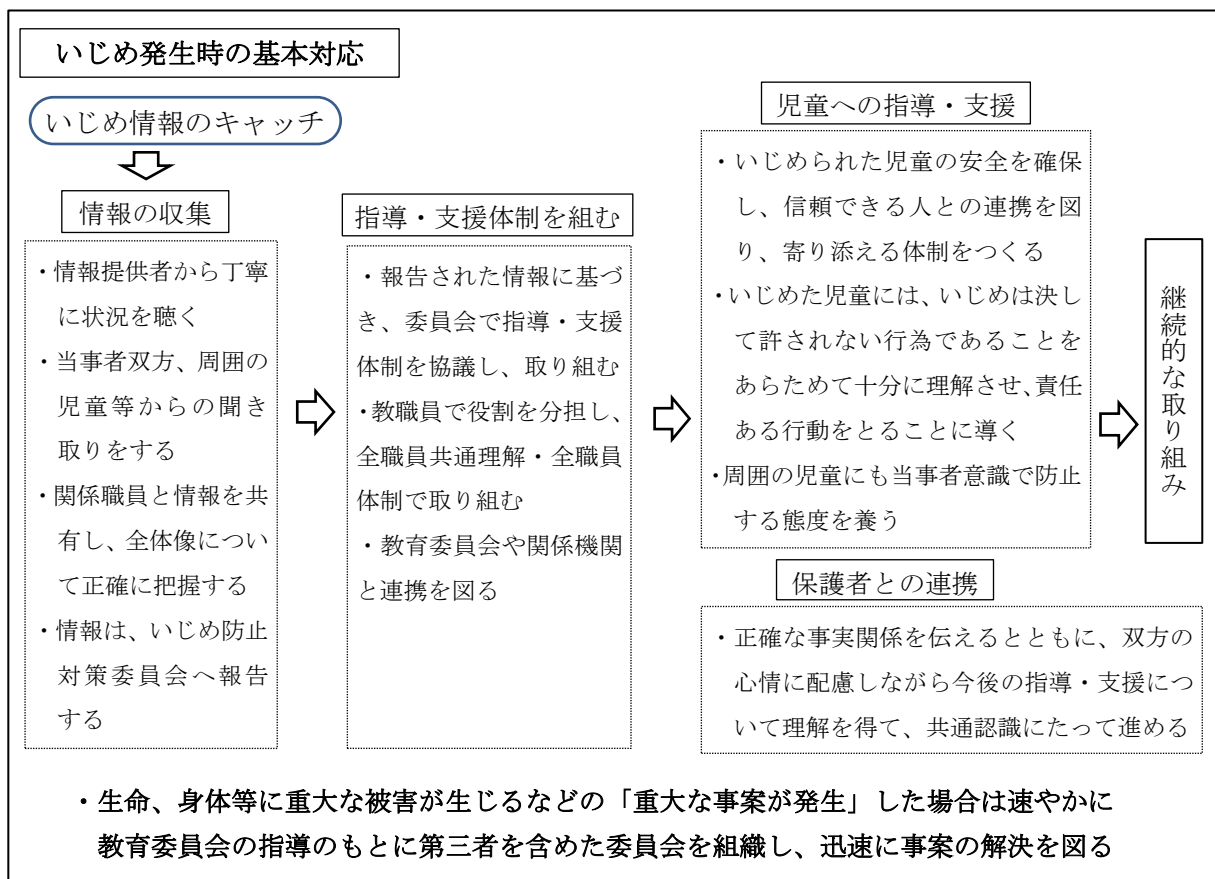
〈早期発見のために〉

- (1) 日常の観察による児童理解の充実
 - ① 一日の学校生活全体を通して児童の様子を観察するとともに、積極的に声がけ等のふれ合いから変化への気づきに努める。
 - ② 連絡帳や家庭学習ノート、日記などによる教師と児童との日常の交流によって児童の状況の理解を深める。
- (2) 個別面談、教育相談等相談体制の充実
 - ① 毎学期1回（6月・11月・2月）の担任と児童全員との個別面談の実施や日常的な教育相談の実施、スクールカウンセラーとの面談の機会を有効に機能させ、児童のつまずきや悩みをいつでも受け止める体制を確立する。
 - ② 家庭訪問や期末面談、教育相談等により保護者との相談体制を充実させるとともに、日頃より児童の成長や変化等の情報共有に努める。
- (3) アンケートや諸検査による状況の把握
 - ① 毎学期1回（6月・11月・2月）、児童向けのアンケートを実施したり、諸検査を活用したりして児童理解を深めるとともに、児童を取り巻く人間関係の状況について把握する。児童理解、人間関係理解の場は、学級集団だけでなく、委員会活動やたてわり活動等児童活動すべての場にあることに留意する。
 - ② 年1回（12月）、保護者向けのアンケートを実施し、児童理解を深めるとともに、児童を取り巻く人間関係の状況について把握する。

〈いじめ発生時の基本対応〉 → 次頁のフローチャート

- (1) 情報の収集
 - ① 情報提供者から丁寧に状況を聴く。
 - ② 当事者双方、周囲の児童等からの聞き取りをする。聞き取りの方法、場所、時間等については児童や周囲の状況に配慮して行う。
 - ③ 関係職員と情報を共有し、全体像について正確に把握する。
 - ④ 情報は、いじめ防止対策委員会（以下委員会）へ報告する。
- (2) 指導・支援体制を組む
 - ① 報告された情報に基づき、委員会で指導・支援体制を協議し、取り組む。
 - ② 教職員で役割を分担し、全職員共通理解・全職員体制で取り組む。

- ③ 教育委員会や関係機関との連携を図る。
- (3) 児童への指導・支援
- ① いじめられた児童へ
- ・当該児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
 - ・児童にとって信頼できる人との連携を図り、寄り添える体制や仲間から支えられる体制をつくる。
- ② いじめた児童へ
- ・いじめは、人格を傷つけ、生命や身体などを脅かす行為であり、許されない行為であることをあらためて十分に理解させ、責任ある行動をとることに導く。
 - ・当該児童が抱える問題や背景についても配慮するとともに、不満やストレスがあっても人を傷つける行為に向かうのではなく、友人や教職員、保護者等へ相談し、一緒に解決する道を探すよう導く。
- ③ 周囲の児童たちへ
- ・学級集団等の場で、いじめは絶対に許されないこと、二度とあってはならないという態度を育てる。
 - ・自分自身の問題として捉えさせ、いじめを抑止することや知らせることを指導する。
- (4) 保護者との連携
- ① 正確な事実関係を伝えるとともに、双方の心情に配慮しながら今後の指導・支援について理解を得て、共通認識にたって進める。
- ② 児童の様子等進捗状況については、その都度連絡及び相談を繰り返し取り組むとともに、保護者と一体になって改善を図る。



3 いじめ防止の組織

(1) いじめ防止対策委員会

ア 目的

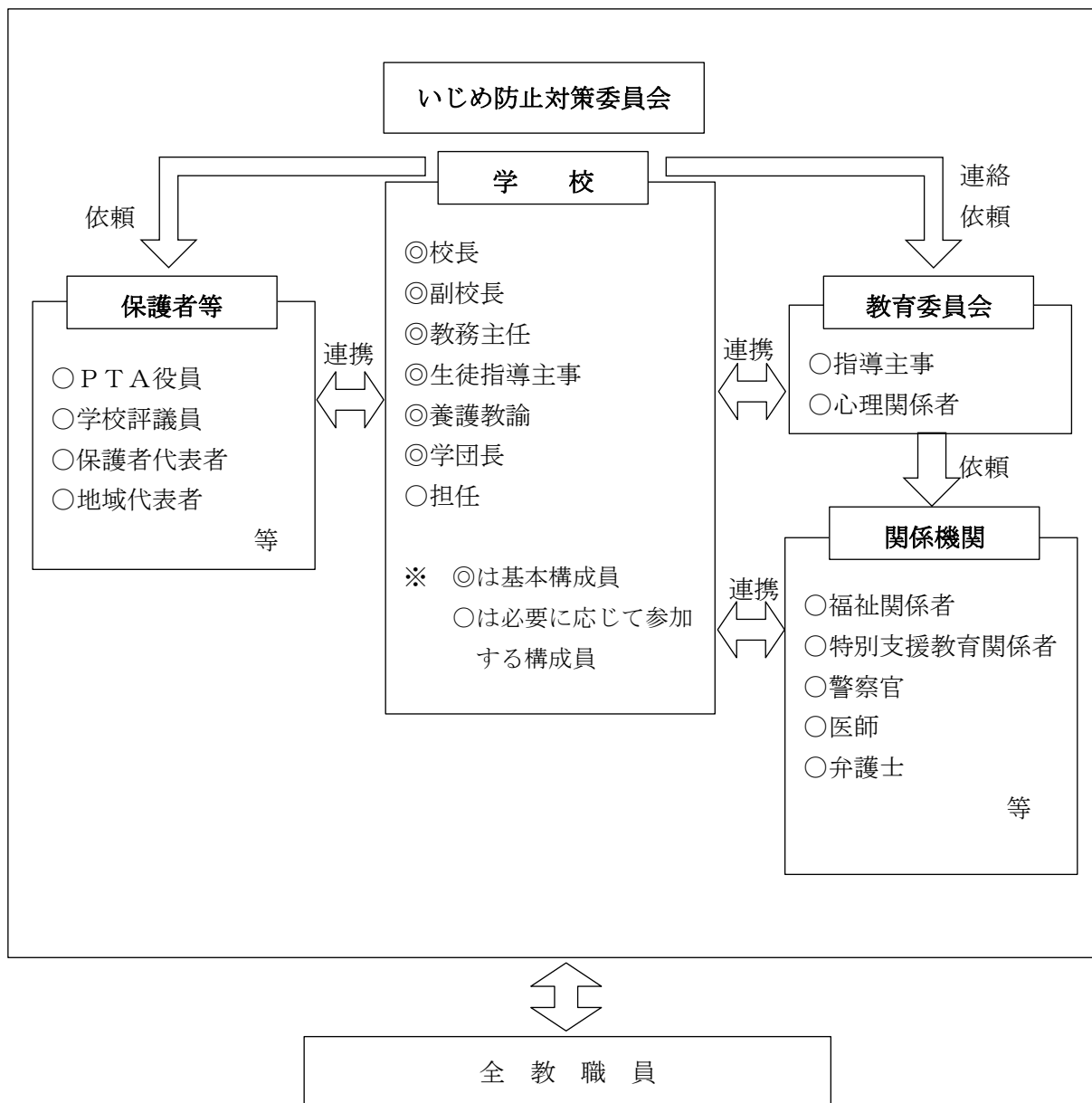
本委員会は学校におけるいじめ防止の中核的な組織として、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行う。

イ 開催時期

定期的に招集するほか、いじめ（いじめの疑いも含む）が発生した際にも臨時で招集する。

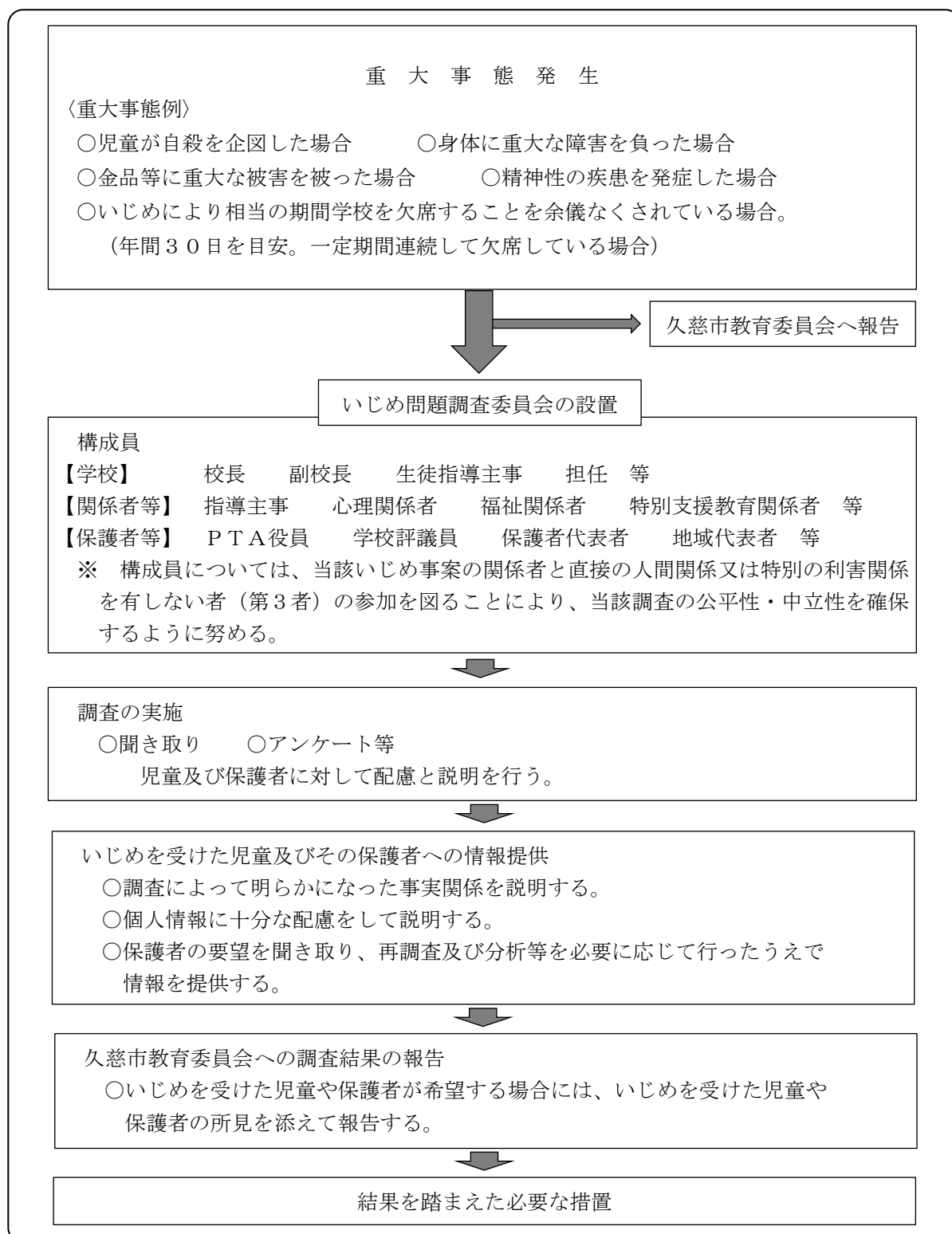
(2) 構成

委員会の構成員は以下のとおりとし、状況や必要に応じて構成員の招集や参加の依頼を行う。



4 重大事態への対処

(1) 重大事態への対処（学校が調査の主体となる場合）



(2) 重大事態への対処（久慈市教育委員会が調査の主体となる場合）

久慈市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

5 いじめ防止等のための年間計画

月	委員会等	未然防止	早期発見
4	いじめ防止対策委員会 ・基本方針、活動計画	基本的な生活習慣づくり 前期たてわり班活動開始 前期児童総会	家庭訪問 教育相談（適宜）
5		運動会	
6	いじめ防止校内研修会	1, 2年遠足	学校生活についてのアンケート （児童向けいじめアンケート） 担任との個別面談（全員実施）
7		グリーンキャンプ	
8	いじめ防止対策委員会 ・情報共有 学校・学級経営反省会	夏祭り	
9	学校評議員会	修学旅行 福祉施設訪問 地域行事 3, 4年遠足	
10		後期たてわり班活動開始 学習発表会	
11		職場見学 職場体験	学校生活についてのアンケート （児童向けいじめアンケート） 担任との個別面談（全員実施）
12	学校評価アンケート いじめ防止対策委員会 ・情報共有	情報モラル学習	保護者向けいじめアンケート
1	学校・学級経営反省会		
2	学校評議員会	後期児童総会 6年生を送る会	学校生活についてのアンケート （児童向けいじめアンケート） 担任との個別面談（全員実施）
3	いじめ防止対策委員会 ・評価、次年度計画		

家庭との連携
わかる授業づくり
道徳教育の推進

事案発生時の臨時委員会

日常の観察・対話

6 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、つぎの2点を学校評価項目に加え、適正に取り組みを評価する。

- ・いじめの未然防止にかかわる取り組みに関すること
- ・いじめの早期発見にかかわる取り組みに関すること

7 その他

(1) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(2) 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取り組みについて、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

【相談窓口の紹介】

いじめられている児童が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。本校におけるいじめの相談窓口及び各種関係機関の相談窓口は下記のとおりである。

- 日常のいじめ相談（児童及び保護者）・・・ 全教職員が対応
- 地域からのいじめ相談　・・・・・・・・・・・・ 副校長
- インターネットを通じて行われるいじめ相談
・・・・・・・・ 全教職員または久慈警察署生活安全課 0194-53-0110

〈各種関係機関相談窓口〉

- 久慈市ふれあい電話　　久慈市教育委員会　・・ 0194-52-2155
　　　　　　　　　　　あすなる塾　・・・・・・・・ 0194-53-2610
- 岩手県総合教育センター　ふれあい電話　・・・・ 0198-27-2331
- 岩手県教育委員会　　いじめ相談電話　・・・・ 019-623-7830
　　　　　　　　　　　メール相談アドレス　・・・・ fureai@pref.iwate.jp
- 全国共通24時間いじめ相談ダイヤル　・・・・ 0570-078310
- 自殺予防いのちの電話　・・・・・・・・・・・・ 0120-735-556
- 子どもの人権ホットライン　・・・・・・・・・・・・ 0120-007-110